

別紙

諮問第1128号

答 申

1 審査会の結論

「17総法訴訟第435号6『訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出』ほか151件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月30日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求め、というのが本件審査請求の趣旨である。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該

当する。

不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例9条に該当する。

弁護士が自宅で開業している場合は、自宅の電話番号及び住所が事務所の電話番号及び住所でもあるため、不開示情報に該当せず、事務所が法人であれば当該法人の代表者の情報は登記事項であるから、不開示情報に該当しない。

特に、事件番号、法人等の当事者の氏名、弁護士の印影、弁護士費用の口座情報を不開示としたことは許されないものである。

イ 反論書における主張

(ア) 文書の特定

- a 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- b 実施機関と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の金額等に関する文書、他の審級における弁護士費用に関する文書が一切特定されていない。
- c したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(イ) 不開示部分の不開示事由非該当性

- a 原告を除く当事者個人の氏名は、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当する。
- b 弁護士の自宅住所及び自宅電話番号は、自宅で開業している場合には、自宅の住所及び電話番号が事務所の住所及び電話番号であることから、公になっている情報であるとしてただし書イに該当する。

- c 事件番号は、個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例7条2号には該当しない。たとえ、2号に該当したとしても、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当する。
- d 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。
- e 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを非開示とする理由はないというべきである。
- f 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

ウ 意見書における主張

審査請求書及び反論書記載の理由を援用する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 本件一部開示決定処分に係る事務について

東京都が訴訟当事者である訴訟に関する事務は、原則として総務局総務部法務課（以下「法務課」という。）が所管しており、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要と認めるものについては、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、着手金及び謝金を支払っている。

(2) 対象公文書の特定について

審査請求人は、「東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切」について開示請求をした上で、

請求対象文書の特定を求めている。

法務課において処理する訴訟事件は、職員が代理人となり対応しており、全ての事件を弁護士に依頼しているわけではない。訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要と認めるものについてのみ、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、着手金及び謝金を支払っている。以上のことから、本件一部開示決定処分は、弁護士費用（着手金及び謝金）の支出に係る文書（法務課分）全てを対象公文書として特定したものであり、違法又は不当な点はない。

また、法務課において支出している弁護士費用は、着手金及び謝金であり、その支出手続は、弁護士から「請求書」及び「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」の提出を受け、「支出原議」により支出を決定し、「支出命令書」等により支出を行う、というものである。本件一部開示決定処分においては、これらの全てを対象公文書として特定しており、対象公文書の特定に違法又は不当な点はない。

（3）非開示理由について

ア 支出命令書

（ア）口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人

当該事業者が使用する銀行口座に関する情報であり、限られた一定の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため、条例7条3号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

（イ）債権者名や口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号

口座情報コードとは、債権者等の口座情報を財務会計システム上で管理するために付番する番号をいい、原則として固定電話番号10桁、口座指定番号2桁及び変更回数2桁から構成される。

対象公文書のうち、「債権者名や口座情報コードに弁護士の自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同

号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

イ 請求書

(ア) 弁護士の自宅住所

個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(イ) 事件番号

裁判所の事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年の元号及び年号、事件の種類ごとに付される記録符号並びに事件を受理するたびに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないから、裁判所名とその事件番号が判明すれば、事件を特定することが可能となる。

訴訟記録には、一般的に、その事案により当事者や関係者の職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動情報等個人の活動に関する情報等「個人に関する情報」が記載されている。

これらの情報は、当事者や関係者の氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性があることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると解される。

訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条1項が「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めており、特定の裁判所の事件番号により訴訟記録を特定することで、同法が例外として定める「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録」（同条2項）又は「秘密保護のための閲覧等の制限を受けた訴訟記録」（同法92条）を除き、当事者以外の者も閲覧請求が可能となっている。

したがって、対象公文書のうち、「事件番号」は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものではないが、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとな

ることから、条例7条2号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(ウ) 金融機関名、支店名、支店コード、預金種目、口座番号及び口座名義人

当該事業者が使用する銀行口座に関する情報であり、限られた一定の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため、条例7条3号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(エ) 弁護士の印影

公にすることにより偽造等犯罪の予防その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例7条4号に該当し、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書（口座情報払用）

(ア) 口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人

上記ア（ア）に同じく、条例7条3号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(イ) 弁護士の自宅住所及び自宅電話番号

上記イ（ア）に同じく、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(ウ) 口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号

上記ア（イ）に同じく、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

(エ) 弁護士の印影

上記イ（エ）に同じく、条例7条4号の規定に該当し、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

上記ア（ア）及び（イ）に同じく、条例7条3号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、また、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

オ 支出原議

（ア）当事者（都を除く。）の氏名又は名称

当事者が個人の場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

なお、当事者が法人の場合は、法人の名称を開示している。

（イ）事件番号

上記イ（イ）に同じく、条例7条2号本文の規定に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示とした。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月25日	諮問
平成31年 1月22日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 1月24日	新規概要説明（第196回第二部会）
平成31年 1月31日	審査請求人から意見書收受

平成31年 2月22日	審議（第197回第二部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件対象公文書について

本件開示請求は、「東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、別紙1に掲げる「17総法訴訟第435号6訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出」ほか151件を対象公文書として特定した（以下「本件対象公文書」という。）。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、法務課が所管しているところ、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金及び謝金の支出を行っているものである。

本件対象公文書は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び謝金の支出を執行するために法務課が作成したものであり、支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書（口座情報払用）、振替収支命令書[所得税]、支出命令兼予算差引確認書、複式仕訳確認書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書（予定）及び当該支出命令に係る支出原議から構成されている。

イ 本件対象公文書の非開示部分について

実施機関は、本件対象公文書のうち、支出命令書及び支出命令書兼予算差引確認書のうちの口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人について条例7条3号該当により、債権者名や口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号について同条2号該当により、請求書のうちの弁護士の自宅住所について同条2号該当により、

事件番号について同条2号該当により、金融機関名、支店名、支店コード、預金種目、口座番号及び口座名義人について同条3号該当により、弁護士の印影について同条4号該当により、支払金口座振替依頼書（口座情報払用）のうちの口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人について条例7条3号該当により、口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号並びに弁護士の自宅住所及び自宅電話番号について同条2号該当により、弁護士の印影について同条4号該当により、支出原議のうちの当事者（ただし、東京都に係る記載を除く。）の氏名又は名称並びに事件番号について同条2号該当により、それぞれ非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ウ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該一部開示決定処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名を除いて本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに上記イで示した当該非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）の非開示情報該当性について判断することとする。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び謝金の支出を執行するために法務課が作成し、現に保有している公文書のうち、住民訴訟、情報公開訴訟及び国家賠償請求訴訟に係るものを探索し、本件開示請求の趣旨に適う公文書として特定した、とのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、支出の対象とした訴訟事件、支払金額、支出先、支出科目及び支払方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件開示請求に対し、「17総法訟第435号6『訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出』」ほか151件を対象公文書として特定したことは、妥当であると認められる。

カ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(ア) 支出命令書の非開示部分について

- a 口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人について

本件対象公文書のうち支出命令書における当該非開示部分は、着手金等の支出の対象となった支払先弁護士が使用する銀行口座に関する情報で、当該事業者に係る内部管理情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

- b 債権者名や口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号について

支出命令書に記載されている口座情報コードは、債権者等の口座情報を財務会計システムにおいて管理するために付与される番号であって、原則として固定電話番号10桁、口座指定番号2桁及び変更回数2桁（当該2桁に係る部分については、それぞれ開示している。）から構成されているものである。

本件対象公文書のうち支出命令書における当該非開示部分は、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 請求書の非開示部分について

- a 弁護士の自宅住所について

本件対象公文書のうち請求書における当該非開示部分は、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

- b 事件番号について

本件対象公文書のうち請求書における当該非開示部分について検討するに、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないことから、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合に、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、裁判所が受理する事件においては、当事者が個人である場合にはその個人が訴訟活動を行うほか、当事者が個人又は法人のいずれかである場合にも、当事者又は関係者等の個人の活動や状況等の内容が記載された主張書面や書証が提出され、これらの個人が人証として供述や証言をするなど、審理の過程において様々な態様で個人の関与が予定されており、その関与の内容が訴訟記録に記載されることとなる。したがって、一般に、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号は、様々な態様で個人の関与が予定されている事件につき、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであることから、一般に個人に関する情報に該当するといえることができる。

このように、事件番号は、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはなく、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号のみにより、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、本件開示請求では、対象となる事件が受訴裁判所及び事件番号をもって特定されており、また、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項）ことからすると、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、当該事件に関与する個人の氏名、住所、生年月日等を知ることにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができるものである旨主張する。

しかしながら、同法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うのが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号が不明である場合には、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

以上により、事件番号は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

c 金融機関名、支店名、支店コード、預金種目、口座番号及び口座名義人について

本件対象公文書のうち請求書における当該非開示部分は、上記（ア）aで判断したとおり、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

d 弁護士の印影について

本件対象公文書のうち請求書における当該非開示部分は、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 支払金口座振替依頼書（口座情報払用）の非開示部分について

a 口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人について

本件対象公文書のうち支払金口座振替依頼書（口座情報払用）における当該非開示部分は、上記（ア）aで判断したとおり、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

b 弁護士の自宅住所及び自宅電話番号について

本件対象公文書のうち支払金口座振替依頼書（口座情報払用）における当該非開示部分は、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

c 口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号について

本件対象公文書のうち支払金口座振替依頼書（口座情報払用）における当該非開示部分は、上記（ア）bで判断したとおり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

d 弁護士の印影について

本件対象公文書のうち支払金口座振替依頼書（口座情報払用）における当該非開示部分は、上記（イ）dで判断したとおり、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 支出命令兼予算差引確認書の非開示部分について

a 口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人について

本件対象公文書のうち支出命令兼予算差引確認書における当該非開示部分は、上記（ア）aで判断したとおり、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

b 債権者名や口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号について

本件対象公文書のうち支出命令兼予算差引確認書における当該非開示部分は、上記（ア）bで判断したとおり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(オ) 支出原議の非開示部分について

a 当事者（東京都を除く。）の氏名について

本件対象公文書のうち支出原議における当該非開示部分は、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

b 事件番号について

本件対象公文書のうち支出原議における当該非開示部分は、上記（イ）bで判断したとおり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

- 17 総法訟第 435 号 6 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
19 総総法訟第 282 号 3 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
19 総総法訟第 166 号 5 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
19 総総法訟第 111 号 5 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
19 総総法訟第 157 号 5 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
16 総法訟第 112 号 23 訴訟事件における訴訟代理人への謝金の支出
19 総総法訟第 5 号 5 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
19 総総法訟第 5 号 15 訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）謝金の支出
19 総総法訟第 157 号 15 訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）謝金の支出
20 総総法訟第 218 号 4 訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）着手金の支出
20 総総法訟第 46 号 8 訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）謝金の支出
20 総総法訟第 46 号 4 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
20 総総法訟第 206 号 5 訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）着手金の支出
19 総総法訟第 111 号 16 訴訟事件における訴訟代理人への謝金の支出
21 総総法訟第 218 号 5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
19 総総法訟第 282 号 22 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
21 総総法訟第 92 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金
17 総法訟第 435 号 16 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
21 総総法訟第 166 号 4 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出について
21 総総法訟第 62 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
21 総総法訟第 59 号 5 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
20 総総法訟第 268 号 5 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出について
20 総総法訟第 279 号 3 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出について
22 総総法訟第 154 号 7 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
22 総総法訟第 144 号 5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 154 号 5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金
22 総総法訟第 162 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 126 号 3 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
20 総総法訟第 206 号 18 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
22 総総法訟第 90 号 5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 58 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 14 号 3 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 10 号 3 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
23 総総法訟第 240 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
23 総総法訟第 230 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
21 総総法訟第 59 号 22 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
19 総総法訟第 166 号 11 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
19 総総法訟第 154 号 13 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 148 号 8 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 237 号 6 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
23 総総法訟第 144 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
23 総総法訟第 151 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
23 総総法訟第 119 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
21 総総法訟第 62 号 20 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
23 総総法訟第 55 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
22 総総法訟第 245 号 4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
20 総総法訟第 268 号 24 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
24 総総法訟第 54 号 9 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
23 総総法訟第 230 号 11 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
22 総総法訟第 162 号 12 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
23 総総法訟第 151 号 10 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出

27 総総法訟第36号3 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 21 総総法訟第166号44 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第39号5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第40号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第41号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 26 総総法訟第59号10 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第27号6 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第23号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 26 総総法訟第195号7 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第235号4 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
 28 総総法訟第233号4 訴訟事件における訴訟代理人への着手金の支出
 28 総総法訟第165号8 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第127号12 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第165号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 28 総総法訟第167号5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 28 総総法訟第28号11 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第21号8 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第147号7 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第121号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 25 総総法訟第251号16 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 27 総総法訟第150号12 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第32号5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 28 総総法訟第45号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 28 総総法訟第28号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第39号11 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第21号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 25 総総法訟第197号20 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 21 総総法訟第92号24 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 18 総法訟第228号40 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第39号7 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 26 総総法訟第12号19 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 28 総総法訟第32号10 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第23号7 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第116号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 29 総総法訟第55号5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 29 総総法訟第85号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 25 総総法訟第121号16 訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出
 29 総総法訟第65号5 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第23号21 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第55号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 27 総総法訟第92号17 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第39号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 20 総総法訟第218号18 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出
 29 総総法訟第23号4 訴訟事件における訴訟代理人に対する着手金の支出
 26 総総法訟第115号19 訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出について
 28 総総法訟第45号13 訴訟事件における訴訟代理人に対する謝金の支出